

住宅用省エネルギー設備設置費補助金

を申請予定の皆様へ

令和6年10月より、断熱窓の 補助対象製品の一部が変更されます。

- ▶ 令和6年9月までは補助金の対象であっても、10月から対象とならない製品がございますので、これから補助金を利用して断熱窓に改修しようとお考えの方、すでに設置しているがまだ補助金を申請していない方はご注意ください。
- ▶ 裏面をよくご確認ください。
- ▶ ご不明な点は下記までお問い合わせください。

※申請をお考えの方には、早めに環境計画課までご相談されることをお勧めしております。

【お問い合わせ先】

成田市環境計画課

TEL:0476-20-1533

メール：kankei@city.narita.chiba.ne.jp

住宅用省エネルギー設備設置費補助金に係る限度額・要件

補助対象設備	成田市	
	令和6年9月末まで	令和6年10月1日から
 窓の断熱改修	補助対象製品	
	一般社団法人環境共創イニシアチブ	
	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的窓リノベ事業 ・次世代省エネ建材の実証支援事業 ・こどもエコ住まい支援事業 ・子育てエコホーム支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的窓リノベ事業 ・次世代省エネ建材の実証支援事業 ・こどもエコ住まい支援事業 ・子育てエコホーム支援事業
	公益財団法人北海道環境財団	
	既存住宅における断熱リフォーム支援事業	既存住宅における断熱リフォーム支援事業
<p>※ 変更される部分を赤字で示しています。</p>		

令和6年9月末をもって「**こどもエコ住まい支援事業**」または「**子育てエコホーム支援事業**」の補助対象製品であって、その他事業の補助対象ではない製品への補助を終了いたします。これから補助金を使用して断熱窓への改修をお考えの方、すでにこの2つのいずれかの事業を利用して設置した方でまだ成田市への補助金申請をしていない方はお早めにご申請いただきますようお願いいたします。

※令和6年10月以降のご申請では対象外となります。また、補助が終了となる支援事業の登録製品であり、先進的窓リノベ事業でも補助対象となっている製品につきましては、10月以降も継続して補助対象となります。